

後見人に選任される人は？



申し立て時に、後見人候補者の希望を伝えることができますが、最終的には裁判所が選任します。親族後見人や「司法書士」、「弁護士」、「社会福祉士」などの専門職後見人から裁判所が選任します。選任された後見人等は、ご本人の意向を尊重し安定した生活が送れるよう配慮します。

後見人等の業務範囲は？

- 福祉・介護サービスの手続きや契約のお手伝い。
- 保険料や税金の支払いやお金の出し入れのお手伝い。
- 定期的な訪問や生活状況の確認。
- よくわからずにした契約の取り消し。

後見人等ができないことは？

- 日常の家事や日用品の買い物などを行なうこと。
- 結婚・離婚を決める。身元引受人や保証人になること。
- 医療に関する治療方針を決めること。介護を行なうこと。
- 葬祭の執行や納骨などの死後対応。

成年後見制度は、判断能力が十分ではない方の権利と財産を法律面や生活面から保護し支援するための制度です。わかりにくい内容ですが、まずは「自分ごと」として考え、機会があればご夫婦やご家族で話題にしてみませんか。

相談・問合せ 地域包括支援センター ☎32-0661

制度に関心のある方は、インターネットで「成年後見 はやわかり 厚労省」と検索してください。



成年後見 はやわかり 厚労省



知っていますか？ 成年後見制度

パート
Part 2

成年後見制度は、判断能力が十分ではない方の権利と財産を法的に守る制度です。今回は、必要と思われる人が制度を利用する方法や後見人の業務についてお伝えします。

成年後見制度の申し立て手続きについて

	法定後見制度	任意後見制度
元気なうちに 事前準備		自分自身で選んだ人と、将来判断能力が低下した時にお願いしたいことを決め、公証役場において任意後見契約を結びます。 (任意後見受任者となります)
申し立て手続き ※札幌家庭裁判所滝川支部に申し出をする書類一式がもらえます。	申立書・戸籍・財産関係の書類を作成し、診断書を添えて所管の家庭裁判所へ提出します。 ※書類作成は、司法書士などに依頼することもできます。	判断能力が低下したら、家庭裁判所に任意後見受任者が、任意後見監督人選任の申し立てを行ないます。
申し立てできる人	本人・配偶者・4親等以内の親族・任意後見人等	任意後見受任者
手続きなどの費用 ※申立類型によっても変わります。あくまでも目安です。	● 申立手数料 800円 ● 登記手数料 2,600円 その他、必要に応じて、連絡用切手代や鑑定料がかかります。	任意後見契約公正証書作成費用 ● 作成手数料 11,000円 ● 登記手数料 1,400円 ● 印紙代 2,600円 その他、証書代や切手代などががかかります。

information 医療保険

問合せ
医療保険係 ☎32-2214

受診者としてのルールを守ろう！

病院にかかるときは、受診者もルールを守ることが大切です。次のことに気を付けてみましょう。



⚠️ むやみにお医者さんを替えない！

同じ病気で次々と医療機関を替えていませんか？医療機関を替えるとそのたびに初診料や検査料がかかり、医療費がかさみます。

また、重複する検査や投薬により治療に対する疑問や不安がある場合は、医療機関を替える前に、遠慮せず医師に相談してみましょう。

ルール4カ条

一、体に異常を感じたら早めに受診！

早期発見！早期治療！が大切です。

一、保険証・診察券を忘れずに！

お薬手帳があれば持参しましょう。

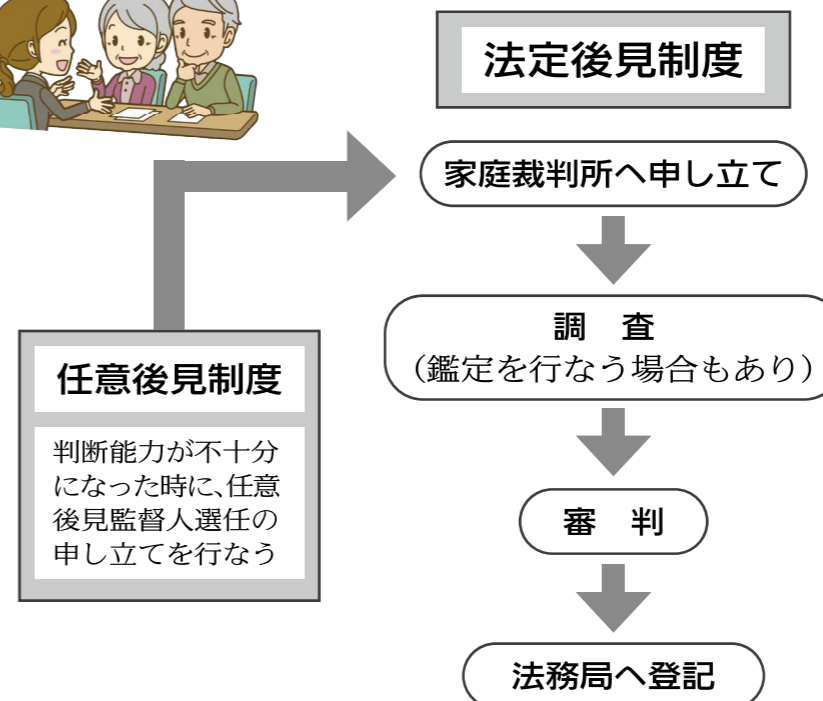
一、服装などにも気をつけて！

ボタンのついたシャツやカーディガンなど前が開ける衣類が便利です。
※男性はネクタイを外してください。

一、急激なからだの変化がないときは、診療時間内に受診！

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。

申し立て手続きの流れ



【必要な書類】
申立書をはじめ、財産に関する書類や診断書など

【期間】
申し立てから審判までは3カ月程度要します

【費用の目安】
申立手数料 800円
登記手数料 2,600円
他に切手代と鑑定料
選任後は後見人等への「報酬」が必要になります